

今後の後発医薬品安心使用促進協議会のあり方について（取りまとめ）

回答委員数：9 委員

1 委員会開催月

4 月	5 月	6 月	7 月	その他
4	2	3	2	いつでも良い 1

※ 複数回答あり

2 各団体の課題や取組状況

【各団体の取組状況】

- ・診療所における使用割合の向上を目指し、啓発ポスターを活用して普及促進。（岩手県医師会）
- ・県内 13 の地区別講習会で「外来後発医薬品使用体制加算」の説明を実施。（岩手県歯科医師会）
- ・所属する病院は、後発品の処方促進に同意し、処方割合の目標は 80%以上としている。（岩手県私立病院協会）
- ・取扱メーカーの絞り込み。（岩手県卸業協会）
- ・使用状況可視化ツールを用いて外用薬の使用割合の低い 125 医療機関・106 薬局に「お知らせ」送付事業を実施。（協会けんぽ岩手支部）
- ・県内全 34 保険者で送付している後発品利用差額通知書の作成、切替実施の確認や保険者への効果額のデータ提供、利用促進パンフレットの選定、共同作成など、保険者事務支援の取組み。（岩手県国保連）
- ・フォーミュラリー導入の検討。（岩手県立東和病院）
- ・医療局としての推奨後発医薬品の選定と各病院への通知。（岩手県医療局）

【課題】

- ・倉庫スペースの占有率増大、処方品目の変更、名称変更、返品問題による損失増（岩手県卸業協会）
- ・外用薬と若年層の使用割合が低く対策に苦慮している。（協会けんぽ岩手支部）

3 協議会で調整・検討すべき事項

【一般県民に向けた取組】

- ・岩手県の後発医薬品の普及率（使用率）と安全性等について県民に周知する。（歯科医師会）
- ・使用促進に係る具体的な施策の検討及び実施（協会けんぽ）
- ・被保険者からのコールセンターに寄せられる意見に、かかりつけ医に相談しづらいという内容があり、気軽に相談できる組織又は相談方法の周知が求められている。（国保連）

【医療機関等に対する取組】

- ・使用割合が低い医療機関に対する働きかけ。（医療局）
- ・医師会への理解を求め、処方箋発行時点で先発医薬品の変更不可を減らす。歯科医師会への処方せん発行と一般名処方の推進。（薬剤師会）
- ・地域フォーミュラーの紹介・導入病院を講師とした研修会の開催（東和病院）

【医薬品供給に関する取組】

- ・ジェネリック医薬品の品質確保、安定供給の確保が最重要である。（私立病院協会）

【県・協議会としての取組】

- ・大規模医療機関等を訪問し使用促進への協力を個別に要請する予定であり、訪問案内文の連名通知の実施、県立病院等へのアプローチに対する、岩手県や協議会の協力。（協会けんぽ）

4 その他

- ・使用促進と併せて、県民に対して「上手な医療のかかり方について」のPRをより推進していただきたい。（医師会）
- ・薬価同一での先発品など、制度的な矛盾点を解消することでさらにパーセンテージが上がるのではないかと。（薬剤師会）
- ・様々な視点からの協議は有意義であり、今後も情報共有できるようお願いしたい。（国保連）